

市町村助成の実施状況について

令和6年8月1日現在

支所名	市町村名	事業名	内訳	
津軽支所	青森市	収入保険	保険料の50% (R4年～R6年の責任開始期間で1回限り)	
	五所川原市	収入保険	保険料の50%	
	つがる市	収入保険	保険料の10% (上限10万円)	
	平内町	収入保険	保険料の10%	
	蓬田村	収入保険	保険料の20%	
	鱒ヶ沢町	果樹	掛金の15% (りんご)	
		収入保険	保険料の10% (上限10万円)	
	深浦町	収入保険	新規加入者=保険料の20% (上限5万円)	
	板柳町	果樹	掛金の30%総合 (りんご、ぶどう)	
		収入保険	新規加入者=保険料の50%、継続加入者=保険料の10%	
	鶴田町	果樹	掛金の30%総合 (りんご)、掛金の25%総合 (ぶどう)	
		収入保険	保険料の10% (上限10万円)	
中泊町	収入保険	保険料の10% (上限10万円)		
ひろさき支所	弘前市	果樹	新規加入者の掛金30%以内総合 (りんご)	
		収入保険	新規加入者=保険料の50%、継続加入者=保険料の30%	
	黒石市	収入保険	保険料の30%	
	平川市	果樹	掛金+賦課金の20%総合 (りんご)	
		収入保険	保険料の50%	
	西目屋村	果樹	掛金の30%総合 (りんご)	
		収入保険	保険料の50%	
	藤崎町	果樹	掛金+賦課金の30%総合 (りんご、ぶどう、もも)	
		園芸施設	掛金+賦課金の25%	
		収入保険	保険料の30%	
	大鰐町	果樹	掛金+賦課金の10%総合 (りんご)	
		園芸施設	掛金+賦課金の25%	
収入保険		保険料+付加保険料の30%		
田舎館村	果樹	掛金+賦課金の20%総合 (りんご)		
	園芸施設	掛金+賦課金の25%		
	収入保険	保険料の30%		
南部支所	十和田市	収入保険	保険料+賦課金の50% (R5年～R8年の責任開始期間で1回限り) (上限10万円)	
	三沢市	収入保険	付加保険料の100% (上限6万円)	
	野辺地町	収入保険	保険料+付加保険料の1年目25%、2年目33%、3年目25%	
	七戸町	収入保険	保険料+付加保険料の50% (一回限り)	
	六戸町	収入保険	付加保険料の100% (上限3万円)	
	横浜町	水稻	掛金+賦課金 (上限1万円)	
		収入保険	保険料+付加保険料の35%以内	
	東北町	収入保険	保険方式のみ	保険料1/4以内、付加保険料100% (上限50万円)
			保険方式+積立方式	保険料2/3以内、付加保険料100% (上限50万円)
	六ヶ所村	収入保険	保険料+付加保険料の50% (上限50万円)	
	東通村	収入保険	保険料+付加保険料の1/2以内	
	三戸町	収入保険	保険料+付加保険料の25% (上限7万円)	
	五戸町	収入保険	保険料+付加保険料の50% (上限50万円)	
	田子町	収入保険	1年目 (保険料+付加保険料1/4以内、上限3万円)	
2年目 (保険料+付加保険料3/20以内、上限2万円) 2年連続助成				
南部町	果樹	掛金の15% *6年度5%、7年度廃止		
	収入保険	保険料の25%以内の額及び付加保険料の合計額と1万5千円のいずれか低い額 (上限1万5千円)		
計	実施市町村数		収入保険: 30 水稻: 1 果樹: 10 園芸: 3	